

受注者・受託者の皆様

令和3年7月1日
中野区経理課契約係

監理技術者の専任義務の緩和について

令和2年10月1日の建設業法一部改正の施行に伴い、監理技術者の専任義務が緩和されました。中野区発注工事における建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置要件等については、以下のとおりとします。

1 特例監理技術者の配置要件

以下の要件をすべて満たすこと。

(1) 予定価格が次の金額以下の工事であること。

1) 土木工事・土木設備工事（電気・機械）

3億円

2) 建築工事・建築設備工事（電気・機械）

2億円

※ 各工事の特性を踏まえ、予定価格が上記の金額以下であっても特例監理技術者の配置を認めないことができる。

(2) 兼務する工事が維持工事でないこと。

※ ここでいう「維持工事」とは、通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）等をいう。

※ 兼務する工事のどちらかが維持工事の場合は、特例監理技術者の配置を認めない。

(3) 監理技術者補佐を専任で配置すること。

(4) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補若しくは一級施工管理技士等の国家資格者又は学歴や実務経験による監理技術者の資格を有する者であること。

なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

(5) 特例監理技術者は工事希望申込日（指名競争入札に付する場合であって希望申込みを伴わないものは開札日、随意契約による場合にあっては見積書の提出日）

において、監理技術者補佐は配置を予定する日において、それぞれ3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(6) 特例監理技術者が兼務できる工事数は2件までであること。

(7) 特例監理技術者が兼務できる工事は、現場間の距離が概ね10km以内であること。(中野区内又は杉並区、練馬区、豊島区、新宿区、渋谷区、板橋区、北区、目黒区、世田谷区、武蔵野市、三鷹市を目安とする。含まれない地域については、発注者と協議の上決定するものとする。)

※ 各工事の特性を踏まえ、個別に範囲を設定する場合がある。

(8) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。

(9) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(10) 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。

※ 特例監理技術者が兼務できる工事は、中野区発注工事以外でも可能とする(民間工事を含む)。

2 入札手続き

発注する工事が、特例監理技術者の配置を認める工事である場合は、入札公告にその旨を記載します。

当該工事で特例監理技術者の配置を希望する場合は、次のとおり関係書類を提出してください。

(1) 入札参加希望申請時

電子入札サービスにより、希望申請時に、「特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項①」及び「特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項②」を添付し、提出してください。

※ その他、配置要件確認のための資料の添付が必要です。詳細は、「特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項②」をご確認ください。

【特例監理技術者の配置を希望する場合の留意点】

○ 配置を希望する特例監理技術者が現に履行中の工事(又は今後配置を予定している工事)においても、建設業法第26条第3項ただし書の規定を適用できること(現に履行中の工事等の発注者が示す配置要件に該当すること)を、入札参加者自身にて必ず確認してください。

○ 開札時点において技術者の適正配置※が不可となった場合は、その者のした入札は無効とします。

- 契約後、技術者の適正配置※が不可となった場合は、工事請負契約書に基づき契約解除となると共に、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に基づき、競争入札参加禁止措置となる場合があります。

※ 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置、又は監理技術者の配置

3 取扱い

本取扱いについては、令和3年7月1日以降に適用します。

【問合せ先】
中野区総務部経理課契約係
03-3228-8903（直通）